

岡崎市火葬場整備運営事業

募集要項等に関する質問書

平成25年5月24日 岡崎市回答

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
1	募集要項	3	第2	1	(6)	イ	事業実施スケジュール	火葬炉の性能試験は供用開始後10日以内にすべての項目が実施されるため、その結果が事業契約書(案)第29条第1項第2号エの規定に基づき直ちに通知された場合は、同号オに基づき30日以内に性能試験合格証を交付します。 また、第34条第1項第2号及び第5号については、完成確認及び本施設の引渡しに既存施設の解体業務が含まれるため、平成29年3月に完了することとなります。 よって、事業契約書(案)第34条に規定する「業務完了証」の交付は平成29年3月以降になると考えます。 なお、第31条第1項の「実施するものとする」を「実施するものとし、当該確認が完了した場合には、市の完成確認が終了したことを証する完成確認証を作成したうえで、事業者に交付するものとする。」に修正します。
2	募集要項	3	第2	1	(6)	イ	事業実施スケジュール	施設の設計・建設はH26年4月～とありますが、4月1日～と考えて宜しいですか。 事業契約は議決日に成立します。募集要項は概略のスケジュールを示したものです。
3	募集要項	7	第3	1	(1)		応募者の構成等	「その他、必要に応じ、本事業に関連する業務を行う企業（以下「その他企業」という。）の参加を認めるものとする。」とありますが、本事業は公共サービスの提供を目的とするものであります。例えば、特定の葬祭業者等の参加を認めた場合、運営において、公平性が失われる可能性が否定できません。このような業者でも「その他企業」として参加資格がありと判断されるのでしょうか。 「その他企業」の範囲をお示しいただけないでしょうか。 前段について、特定の葬祭業者等の参加は問題ないと考えております。 後段については、「その他企業」とは本事業に関連する業務を行う企業であって、募集要項(P7)第3の1(1)アに示す(7)から(8)までの企業以外の企業です。
4	募集要項	7	第3	1	(1)	イ(7)	応募者の構成等	構成員となるべく条件はSPCへの出資とありますが、出資する下限の比率はありますか。 出資する下限の比率は特に設けておりません。
5	募集要項	7	第3	1	(1)	イ(4)	応募者の構成等	SPCが直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者とありますが、他案件同様、弁護士や税理士、FA等の外部のアドバイザーについては協力企業に登録不要という理解で宜しいでしょうか。 事業者の提案に委ねます。
6	募集要項	8	第3	1	(3)	ウ	応募者の参加資格要件	登載とされておりますが「業種」の指定はありますでしょうか。 参加資格確認日においては、特段の業種指定はありません。業務を行うに当たっては、構成員及び協力企業が行う業務に対応した業種としてください。
7	募集要項	13	第4	2	(7)	イ	対面対話参加申込み及び質問の受付	対面対話の提出書類等において、提出については任意のことですが、資料持参のうえで持ち帰りも可能でしょうか。 提出した資料の返却は行いません。これ以外の、当日持参した資料については、持ち帰りも可能です。
8	募集要項	13	第4	2	(7)	イ	対面対話参加申込み及び質問の受付	提出書類の部数は、12部となっておりますが、12人の方との対話との理解でよろしいでしょうか。 市が最低限必要とする部数が、12部となります。部数と出席者数が同じとは限りません。

岡崎市火葬場整備運営事業

募集要項等に関する質問書

平成25年5月24日 岡崎市回答

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
9	募集要項	13	第4	2	(7)	イ	対面対話参加申込み及び質問の受付	対面対話実施後に計画の変更が生じた場合、対面対話時に提出した資料を変更し、提案書に添付してもよろしいでしょうか。
10	募集要項	13	第4	2	(7)	イ	対面対話参加申込み及び質問の受付	提出書類(イ)～(オ)の書類の提出は任意とし、とされています。これらの書類は提案書の骨格をなすものであり、提案書提出までの秘密保持の観点から、対話終了時には事業者に返却されるという解釈でよろしいでしょうか。
11	募集要項	13	第4	2	(7)		対面対話参加申込み及び質問の受付	対面対話については、要求水準に対する疑義の確認及び意見交換を目的とすることから、資料内容や説明内容については一切、最終審査に影響しないという理解で宜しいでしょうか。
12	募集要項	13	第4	2	(8)		要求水準書に関する対面対話	対面対話の際の質疑・回答は全社に公表されますでしょうか。
13	募集要項	13	第4	2	(8)		要求水準書に関する対面対話	対面対話における貴市側出席者には、審査委員は含まれるのでしょうか。
14	募集要項	14	第4	2	(9)		基本協定書(案)及び事業契約書(案)に関する質問の受付	質問の対象が基本協定書(案)及び事業契約書(案)に限定されていますが、解釈の違いをよりなくするため、募集要項等(第1回目の貴市からの回答を含む)全ての資料に対する質問を受け付けていただけますでしょうか。
15	募集要項	14	第4	2	(12)		提案書の受付	提案価格提出後で優先交渉権者公表までの間に、各応募者の価格に関しての公表はと考えてでしょうか。
16	募集要項	16	第5	1	(1)		事業対象敷地面積	基本計画では都市計画範囲、平場範囲が、本公募資料では同様に平場の範囲が示されていますが、「事業対象用地」としての範囲明示が無いようです。現地見学会において、口頭でのご説明はありましたが、念のため「事業対象敷地」範囲について図示にてお示しください。
17	募集要項	16	第5	1	(3)		解体の対象となる既存施設	公表された既存図面は、現況と異なることから、残灰庫、車庫兼倉庫、車庫が、其々「資料2」上何処に当たるか、(現地見学会において、口頭でのご説明はありましたが)念のためお示しください。
18	募集要項	17	第5	4	(2)		市の支払総額の上限価格	ここでの支払総額とは、サービス購入料AからFの合計額であり、光熱水費相当額は含まないという理解でよろしいでしょうか。
19	募集要項	17	第5	4	(2)		市の支払総額の上限価格	消費税及び地方消費税を含まないと記載されておりますが、今後、消費税率が変更の際にはどのようにお考えでしょうか。

岡崎市火葬場整備運営事業

募集要項等に関する質問書

平成25年5月24日 岡崎市回答

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
20	募集要項	21	第7	6		契約保証金	「施設整備業務及び既存施設の解体業務に係る対価（サービス購入料A～D）から割賦金利相当額を控除した額の10分の1以上に相当する金額」は消費税を含まないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	要求水準書	3	第1	5	(1)	適用法令等	土壌汚染対策法に関して、計画地の土壌に関する履歴（土壌汚染の分類に關する調査記録等）があればご提示願います。	土壌汚染対策法における、計画地の土壌に関する履歴はありません。
22	要求水準書	5	第1	6	(1) (2)	要求水準の変更事由 要求水準の変更手続き	事業契約書第14条の適用を受けるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準の変更のうち設計に係る内容については、その内容によって、事業契約書(案)第14条の適用を受けます。
23	要求水準書	5	第1	6	(3)	事業期間終了時の要求水準	建築物の大規模修繕との記述がありますが、市の予定している大規模修繕について説明をお願いします。	要求水準書(P56)第3の2(5)「用語の定義」に記載のとおりです。
24	要求水準書	6	第1	7		燃料備蓄、災害時の対応	3日間 117体の火葬件数対応との理解でしょうか。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書	6	第1	7		燃料備蓄、災害時の対応	備蓄燃料（初期燃料を含む）についても市の負担との理解でよろしいでしょうか。	供用開始時の備蓄燃料（初期燃料を含む）、必要物品等については事業者にて負担してください。災害時に使用した費用については、市の負担とします。
26	要求水準書	6	第1	7		燃料備蓄、災害時の対応	必要備品との記述がありますが、具体的内容をご提示願います。なお、これにかかる費用についても市の負担との理解でよろしいでしょうか。	必要物品等の内容は事業者の提案に委ねます。必要物品等については事業者の負担において整備をしてください。
27	要求水準書	6	第1	7		燃料備蓄、災害時の対応	災害発生時において「本対応に関する費用は、市の負担とする」とのことですが、想定されている具体的な費用項目をお示しください。	通常業務以外に発生する人件費、燃料費、消耗品、修繕費等を想定しています。
28	要求水準書	6	第1	7		燃料備蓄、災害時の対応	災害時の対応で24時間稼働を想定してとありますが、最大で日に3件/炉・日計画でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
29	要求水準書	6	第1	8		光熱水費の負担について	今後光熱水費の値上がりが予想されますが、事業期間中のコスト交渉は、市で行うとの理解でよろしいでしょうか。	事業者に行っていただきます。なお、事業者において光熱水費の削減を図ってください。
30	要求水準書	6	第1	8		光熱水費の負担について	太陽光発電等で電力会社等から収入がある場合、その帰属は市でしょうか。	売電は想定しておりません。
31	要求水準書	6	第1	8		光熱水費の負担について	現状の自販機の光熱水費・通信費教えてください。	自販機単独での光熱費は把握しておりません。通信費(電話代)については、125,115円（平成24年度）です。
32	要求水準書	7	第2	2	(1)	基本施設	延床面積4,800㎡程度の誤差範囲をご提示願います。 また、排ガス処理室は除くとありますが、火葬炉のバグフィルター設置場所を想定されているのでしょうか。	前段については、±10%を想定しています。 後段については、バグフィルターを含む、排ガスを処理する設備を設置するスペース（室）を想定しています。

岡崎市火葬場整備運営事業

募集要項等に関する質問書

平成25年5月24日 岡崎市回答

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問・意見	回答
33	要求水準書	7	第2	2	(1)		基本施設	延床面積 4,800㎡程度（底面積、排ガス処理室の面積は除く）について、排ガス処理室以外の機械室関係（自家発電機室、空調機械室等）は面積に含むという事でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	要求水準書	7	第2	2	(1)		基本施設	既設に車庫棟及び倉庫らしき建物（屋根）がありますが、現在の使用勝手（どの様な車が止めてあるのか、また屋根下の利用状況）を教えてください。 また今回別棟で必要な建物があれば御指示願います。	前段については、火葬炉用の資材置場及び廃棄物の一時保管場所として使用しています。 後段については、既存火葬棟の運営に支障がない範囲で事業者の提案に委ねます。
35	要求水準書	7	第2	2	(1)		基本施設	事業者職員用の駐車場の利用について、行政財産目的外使用の許可は必要でしょうか。	現在、事業者職員用の駐車場の利用については、目的外使用の適用を受けません。 ただし、市の方針次第で変更する場合があります。
36	要求水準書	8	第2	2	(3)	ウ	隣接道路	隣接道路について都市計画決定区域内にありますが、建築基準法第42条で規定する道路（幅員8.5m）と解釈してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
37	要求水準書	8	第2	2	(3)	エ、オ	測量結果 地質及び地盤	敷地は谷筋を埋め立てているため、位置により地盤の状況が大きく異なると思われます。出来るだけ正確かつ適切なご提案をするために、盛土造成前の現地の敷地高低測量図或いは都市計画白図等高低図資料を開示して頂けないでしょうか。 ①火葬場の造成前 ②火葬場建設後、駐車場造成前 （※資料10は大まか、かつ薄く判読が難しい）	火葬場造成前の資料はありません。 なお、平成10年に行った駐車場造成時の計画平面図、造成計画平面図を、参加表明時において、代表企業にCD-Rにて配布します。
38	要求水準書	8	第2	2	(4)		インフラ整備状況	「・・・なお、下表事項を参考にし、事業者の判断と責任において各設備管理者に確認すること。」と記載がありますが、「上水道」の打合せ先（設備管理者）をご教示願います。	上水道については次の窓口でご相談ください。 ・給水装置については、岡崎市水道局営業課給水班（0564-23-6339） ・水道料金については、岡崎市営業課お客様窓口（0564-23-6350）
39	要求水準書	8	第2	2	(4)		インフラ整備状況	「・・・なお、下表事項を参考にし、事業者の判断と責任において各設備管理者に確認すること。」と記載がありますが、「下水道」の打合せ先（設備管理者）をご教示願います。	火葬場建設に係る事業対象区域は下水道計画区域ではありません。 下水道計画区域の確認は、岡崎市下水道部下水道工事課（0564-23-6302）までご確認ください。
40	要求水準書	9	第2	3	(1)	ウ	外構計画	夜間や休日に車両が無断に進入できないよう、敷地周囲に柵等を設けること。とありますが、明らかに車両進入しない部分について、人の進入も防ぐような柵については不要と考えてよろしいですか。あるいは樹木による垣根等で考えてもよろしいでしょうか。	明らかに車両進入しない部分について、敷地周囲に設置する柵等には、柵のほか樹木による垣根でも可とします。
41	要求水準書	10	第2	3	(1)	オ	インフラ整備計画	汚水・雑排水の項目で、「合・併処理浄化槽を用いること。処理人数、放流ルートを検討すること。」と記載がありますが、「処理人数」算定に係る問い合わせ先（設備管理者）をご教示願います。	基本計画(P35)及び要求水準書を基に、処理人数算定については、岡崎市建築部建築指導課建築審査班（TEL:0564-23-6333）にてご確認ください。
42	要求水準書	10	第2	3	(1)	オ	インフラ整備計画	受水槽の設置は任意と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、業務遂行のために必要な水压等は確保してください。

岡崎市火葬場整備運営事業

募集要項等に関する質問書

平成25年5月24日 岡崎市回答

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
43	要求水準書	11	第2	4	(2)	ア	耐震性能	（建築設備 甲類について） 建築設備の耐震安全性の分類は甲類と記載されております。 『官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 平成8年度版』P.47「表4.8 商用電力の途絶対策」及びP.51「表4.12 電力供給設備の信頼性の向上対策」に示されている各種対策において、「原則として採用するもの」以外の採用は、提案者判断と考えると宜しいですか。 ご理解のとおりです。 なお、積極的な採用を行う提案を期待します。
44	要求水準書	12	第2	4	(4)		施設概要	駐車スペースについてマイクロバス10台以上のスペースとありますが、大型バス（大勢が乗るマイクロバスより車高の高いもの）での利用の可能性はありますか 現状では、1～2日に1回程度、大型バス（定員50人程度）の乗入れがあります。
45	要求水準書	12	第2	4	(4)	ア(7)	アプローチ部	最大使用時でも乗降に支障のないスペースとすることとありますが、最大使用時とは火葬件数の最大6件/時の事と捉えてよろしいですか。 ご理解のとおりです。
46	要求水準書	13	2	4	(4)	ウ	火葬ゾーン	告別室と収骨室だけの一体化は可能でしょうか 可能です。
47	要求水準書	13	第2	4	(4)	ウ	火葬ゾーン	告別室、炉前ホール、収骨準備室及び収骨室の機能が一体となった部屋の設置を行う提案の場合、P7の表に示される告別室、待合室の必要室数の考え方をお教えください。 一体となった室の機能を明示し、それを1室として示してください。例として、告別室、炉前ホール、収骨準備室及び収骨室の機能を全て有する部屋を設置する場合は、少なくとも4室の設置が必要となります。
48	要求水準書	14	第2	4	(4)	ウ(イ)	霊安室	「遺体3体分の収容が容易であること」とありますが、冷蔵庫の設置は不要との理解でよろしいでしょうか。 遺体保冷库の設置義務はありません。
49	要求水準書	14	第2	4	(4)	エ(7)	待合室	洋室と和洋室との割合は、提案でしょうか。 事業者の提案に委ねます。
50	要求水準書	14	第2	4	(4)	エ(イ)	待合ロビー	「待合室を利用しない遺族」との記述は、待合室も利用するが、ロビーに長くいるとの理解でよろしいでしょうか ご質問の場合のほか、待合室を利用しない場合等を想定しています。
51	要求水準書	15	第2	4	(4)	エ(オ) エ(カ)	更衣室 コインロッカー	待合ゾーンに要求記載がありますが、提案する計画に応じて、使い勝手の良い位置であれば、待合ゾーンに限定しない提案も可能でしょうか。 可能です。
52	要求水準書	15	第2	4	(4)	エ(キ)	自販機コーナー	喫茶・レストランの記述がありますが、ショップスペース等（葬儀用品等の販売）の記述がありません。当スペースも提案との理解でよろしいでしょうか。 ご理解のとおりです。 なお、葬儀用品等の販売については、要求水準書(P66)第4の12「物品販売業務」に記載のとおりです。
53	要求水準書	15	第2	4	(4)	エ(ク)	喫煙コーナー	屋外との記述がありますが、直接外気との接触場所でないとの理解でよろしいでしょうか。 前段については、ご理解のとおりです。 後段については、事業者の提案に委ねます。
54	要求水準書	15	第2	4	(4)	エ(ケ)	コインロッカー	遺族の使用については、無料が基本との理解でよろしいでしょうか。 事業者の提案に委ねます。
55	要求水準書	15	第2	4	(4)	オ	火葬作業ゾーン	諸室が列記されていますが、提案する計画により、要求水準の機能を満たす範囲で、必要に応じて、室の兼用や追加は可能と考えると宜しいでしょうか。 ご理解のとおりです。 なお、諸室の兼用をする際は、その内容を提案書に記載してください。

岡崎市火葬場整備運営事業

募集要項等に関する質問書

平成25年5月24日 岡崎市回答

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問・意見	回答
56	要求水準書	15	第2	4	(4)	オ(7)	火葬炉	周辺住居との記述がありますが、事業場所周辺に民家がありません。内容の説明をお願いします。	火葬炉の排煙口が隣接する地域から見えないような配慮をお願いします。
57	要求水準書	16	第2	4	(4)	オ(イ)	収骨準備室	予備の運搬車を、別の場所に確保する提案は可能でしょうか。	維持管理・運営業務に支障のない範囲で別の場所に設けることは可能です。
58	要求水準書	16	第2	4	(4)	オ(エ)	シャワー室	検討の結果、より効率的に利用出来る、などする場合、火葬作業ゾーン内ではなく、管理ゾーンに設けてもよろしいですか。	ご理解のとおりです。
59	要求水準書	16	第2	4	(4)	カ	管理ゾーン	空調機械室の記載がありますが、提案内容により同室が不要となる場合、設けなくても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	要求水準書	16	第2	4	(4)	カ(7)	事務室	指定管理者の事務スペースのみ（市職員等への対応不要）と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	要求水準書	16	第2	4	(4)	カ(ウ)	書類保管庫	通常の火葬業務にて発生する書類の保管のみと考えて宜しいでしょうか。 また、既存火葬場等において現に保管している書類の保管管理も必要な場合は、ファイルメーター等目安をお示しください。	前段については、通常の火葬業務で発生する書類以外に、現に保管され引き続き保管が必要な書類、保管が義務付けされている書類及び事業を行うに当たり必要な書類等を保管できるスペースを確保してください。 後段については、既存火葬場に現に保管している書類として、火葬簿（墓地、埋葬等に関する法律施行規則第7条第1項に規定する帳簿）がA5横型パイプ式ファイル（幅70mm）で6冊/年で昭和51年から36年分保管されています。 その他、既存施設の図面類が文書保存箱（460mm×400mm×335mm）に1箱とA1版図面（幅12mm）が1冊あります。
62	要求水準書	17	第2	4	(4)	カ(オ)	職員用トイレ	職員用トイレについて、計画に応じて、動物火葬の利用者等と兼用することは可能でしょうか。	利用者が不便にならない範囲で、事業者の提案に委ねます。
63	要求水準書	17	第2	4	(4)	カ(カ)	空調機械室	『館内の空調・換気設備を設置するための機械室を整備すること』とありますが、屋外設置型の機種を選択した場合は不要と考えて宜しいでしょうか。	募集要項等に関する質問書回答No59をご参照ください。
64	要求水準書	17	第2	4	(4)	カ(ク)	自家発電電気室	「受変電設備室」欄同様、屋外型の設置も可能と考えて宜しいでしょうか。	屋内設置と比較して、維持管理・運営に支障がない範囲で可能とします。

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問・意見	回答
65	要求水準書	18	第2	5	(2)	オ	静止型電源設備	（静止型電源設備の設置について） 「・非常用照明、受変電設備の操作電源として直流電源装置を設置すること」との記述があります。 『官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 平成8年度版』P.47「表4.8 商用電力の途絶対策」において、原則として採用するものの中に「自家発電設備及び直流電源設備の設置」があります。又、P.51「表4.12 電力供給設備の信頼性の向上対策」には、原則として採用するものの中に「直流電源設備は、非常用照明用と受変電設備制御用をそれぞれ設置する。」との記述があります。 提案者の判断において、蓄電池内蔵型の非常用照明器具を設置する場合は、非常用照明用に直流電源設備を設ける必要は無いと解釈して宜しいですか。	ご理解のとおりです。
66	要求水準書	19	第2	5	(2)	カ	発電設備	（発電設備について） 「・火葬炉14基と火葬業務遂行のために最低限必要な施設を稼働できるものとする」との記述があります。 発電機容量算定にあたり、同時稼働させる火葬炉台数は、最大39件/日（実施方針に関する質問回答№43）を満たすことを前提に、提案者判断と考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。
67	要求水準書	19	第2	5	(2)	ク	構内交換（電話）設備	公衆電話の設置については、通信事業者との協議事項かと思われます。公衆電話の設置場所の確保及び設置交渉が業務と理解して宜しいでしょうか。 また、後段の「事業に係る売上金」とは、公衆電話の利用料金という意味でしょうか。	前段については、公衆電話の設置場所の確保、設置交渉及び設置を業務としてお願いします。 後段については、ご理解のとおりです。
68	要求水準書	17	第2	5	(2)	シ	テレビ受信設備	ケーブルテレビミックスが視聴できるよう整備とありますが、視聴に費用が発生する場合の負担は市でしょうか。	事業者の負担とします。
69	要求水準書	19	第2	5	(2)	シ	テレビ受信設備	「・ケーブルテレビミックス（mix）が視聴できるよう整備し、各室直列ユニットまでの配管配線工事を行うこと。」と記載がありますが、ケーブルテレビ会社との契約、引込み負担工事及びランニングコストは、貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	事業者の負担します。
70	要求水準書	23	第2	5	(4)		浄化槽設備	合併浄化槽設備を新設するに当たり、「…矢作川沿岸水質保全対策協議会と協議すること。」とありますが、今回の事業で地元住民に対する説明会、同協議会との事前協議等実施された経緯がございましたら、情報を公開し頂けないでしょうか。 また、これら地元との協議では、市担当者ご同席、或いはご指導のもとで具体的協議を進めること理解して宜しいでしょうか。	前段については、今回の事業に関して地元住民への説明を実施しています。また、矢作川沿岸水質保全対策協議会については、事業の概要を説明しています。 後段については、市担当者が同席するなどを想定しています。
71	要求水準書	26	第2	6	(1)	エ	動物炉	動物炉は収骨が必要でしょうか？	必要ありません。

岡崎市火葬場整備運営事業

募集要項等に関する質問書

平成25年5月24日 岡崎市回答

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問・意見	回答
72	要求水準書	29	第2	6	(2)	イ(イ)	断熱扉	要求水準書(案)では14面と記載されていましたが、新しい要求水準書では13面と記載されています。断熱扉の必要数量は14面(火葬炉13基、動物炉1基)ではないでしょうか。	14面です。要求水準書を修正します。
73	要求水準書	31	第2	6	(2)	エ(7)	排ガス冷却器	排ガス冷却器には、熱交換器より空気冷却混合方式の方が望ましいのでしょうか？	ダイオキシン類の発生を考慮したうえで、事業者において望ましいと考える方式を採用してください。
74	要求水準書	32	第2	6	(2)	オ(7)	集じん装置	設計出口含じん量0.01g/Nm以下となっており、51ページ<1排気筒出口における基準値>には、ばいじん0.03g/Nm3と記されています。基準値は「0.01g/Nm以下」と判断してよろしいでしょうか。	施設の性能としては0.01g/Nm ³ 、環境基準としては0.03g/Nm ³ とします。性能試験では竣工時には0.01g/Nm ³ 以下を満たすこととし、年1回検査では0.03g/Nm ³ を満たすようにしてください。
75	要求水準書	34	第2	6	(2)	カ(オ)	炉内台車運搬車	「炉内台車を運搬するための専用台車とすること」とありますが、上段表内では「枢運搬車、炉内台車運搬車が兼用できる場合は兼用を可とする」と表記されているため、兼用可と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	要求水準書	40	第2	8			事前調査業務	既存施設に関する調査として、建物内のアスベスト調査、設備等のPCB調査、ダイオキシン等調査を実施されていますでしょうか。調査結果があれば、その結果を公表頂けないでしょうか。また、実施されていない場合は、同調査を発注者側に行っていただけないでしょうか。	既存施設の吹付け材にはアスベストは使用されておりません。また、PCBの処分は終了しております。ダイオキシン類の調査については基本計画(P18、19)をご参照ください。
77	要求水準書	40	第2	8			事前調査業務	提案にあたっては、「資料1」の範囲外側にある既設の擁壁、側溝、流出抑制施設などは、原則として既設のまま利用できるものと想定し、事前調査業務等において、補修等の必要が判明した場合には、市との協議となると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	要求水準書	42	第2	9	(7)	ア	基本設計	基本設計終了時の提出書類に工事費概算書がありますが、構造計算や各所詳細も検討前であり、数量の算定はできない状況での概算書でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	要求水準書	43	第2	8	(8)		留意事項	「工事費内訳書は市が起債を積算するうえで、十分なものを作成すること。」とありますが、PFI事業における入札価格は、公共発注の設計積算と異なるため、PFI事業をふまえ、どのような基準で、どのような資料を求められているか、具体的にお願いします。	工事費内訳書については、「公共建築工事内訳書標準書式」に則り、「細目別内訳」レベルまでの記載をしてください。
80	要求水準書	43	第2	10	(2)		業務期間	平成26年4月以降は、市と協議のうえ、準備(仮設)工事に着手可能とありますが、仮設待合を設置する計画の場合、この期間から仮設待合の建設が可能と考えてよろしいでしょうか。	市民や葬祭業者等への周知を行うなど、必要な手続きをしたうえでの建設は可能です。
81	要求水準書	44	第2	10	(4)	ア	準備調査等	近隣住民との記述がありますが、地元説明会とも含めて市の想定する近隣住民の地域を説明お願いします。	主に火葬場の所在地である才栗町を想定していますが、必要に応じて地域を追加することがあります。

岡崎市火葬場整備運営事業

募集要項等に関する質問書

平成25年5月24日 岡崎市回答

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
82	要求水準書	44	第2	10	(5)	建設期間中の業務	工事期間中は現況復旧の条件で敷地、南側の斜面及び調整池を工事用地として使用してよいですか。 また、工事期間中の選定事業者の仮設事務所および通勤者用車輛駐車場用地として、有償または無償にて使用可能な敷地がありましたらご提示願います。	前段について、敷地南側の斜面は、事業対象敷地内であれば使用可能です。また、調整池についても使用方法等により工事用地として使用可能です。 後段については、事業者において調査・検討してください。
83	要求水準書	45	第2	10	(6)	ア(7) シックハウス対策の検査	要求水準書12項～17項 大項目第2中項目4 小項目(4)に示す必要諸室のうち、ホルムアルデヒド室内濃度の測定対象となる室をご指示願います。	会葬者や事業者職員など不特定多数が利用する部屋等を想定しています。
84	要求水準書	47	第2	11		備品等整備業務	設置される備品の所有権は貴市又は事業者のいずれでしょうか。	所有権は市となります。
85	要求水準書	47	第2	11		備品等整備業務	「リース方式による調達は原則として認めない」とありますが、リース方式が認められるものはどのようなものが考えられますでしょうか。	予約受付システムのシステムサーバやコピー機などのOA機器等を想定しています。 なお、契約期間終了時および途中解約時において、備品の所有権が市に移転するようにしてください。
86	要求水準書	48	第2	13	(1)	事業の対象	仮設待合室の施設計画に当たり、設計業務・工事監理業務としての位置づけは「含まれない」ものとの理解で宜しいでしょうか。「含まれる」場合は、同業務の関わり方等について具体的にお示しください。	設計業務及び工事監理業務に、仮設待合室に係る設計及び工事監理を含みます。
87	要求水準書	49	第2	13	(3)	仮設待合室等の施設整備要件	「既存待合棟と同等」との表現がありますが、「資料7」により、和室でも洋室でも良いと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	要求水準書	49	第2	13	(3)	仮設待合室等の施設整備要件	備品整備業務(P48)では、リース方式による調達は「原則として認めない」とありますが、仮設待合においてのみ使用する備品は、リースとすることも可能でしょうか。	可能です。
89	要求水準書	49	第2	13	(3)	仮設待合室等の施設整備要件	実施方針等に関する質問・意見書において、仮設待合室に設置する備品の所有権は事業者(リースでも可)とされており、これを新斎場でも継続的に使用することも可とされていますが、新斎場で継続的に使用する場合は、新斎場の所有権は貴市又は事業者のいずれでしょうか。	仮設待合室に新たに購入して設置した備品であって、新火葬場で継続的に使用する場合は、引渡時に市に所有権を移転します。
90	要求水準書	49	第2	13	(3)	仮設待合室等の施設整備要件	自動販売機コーナーは、事業者はスペースを確保すればよく、自動販売機自体の設置及び運営は貴市が行う(売上金の帰属を含む)という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	要求水準書	49	第2	13	(3)	施設整備条件	既設待合室は、和室を中心に設置されていますが、仮設も同様の内容と理解すればよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問書回答No87をご参照ください。
92	要求水準書	49	第2	13	(3)	待合室の室数	仮設待合室は、既存待合室の数に準じ、6室を設置と考えて宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。 ただし、既存待合棟と同等の機能を有することとします。

岡崎市火葬場整備運営事業

募集要項等に関する質問書

平成25年5月24日 岡崎市回答

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問・意見	回答
93	要求水準書	50	第2	13	(3)	カ	駐車場	会葬者等（障がい者用を含む）及び動物炉利用者用として、5台以上の駐車スペースを確保とありますが、車椅子使用車用として何台が必要でしょうか。	「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」等に準拠したうえで、事業者の提案に委ねます。
94	要求水準書	50	第2	13	(3)	カ	駐車場	工事期間中の駐車場スペースを確保したうえで、駐車スペースの不足が生じた場合は、市側にて対応をしていただけたとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(P50)第2の13(3)カ「駐車場」に記載の駐車スペースを確保したうえで、駐車スペースの不足が生じた場合は、市において対応を考えています。
95	要求水準書	51	第2	14	(2)	ア	排ガスに係る基準	設計出口含じん量0.01g/N m以下となっており、51ページ<1排気筒出口における基準値>には、ばいじん0.03g/Nm3と記されています。基準値は「0.01g/N m以下」と判断してよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問書回答No74をご参照ください。
96	要求水準書	53	第2	18			周辺整備業務	周辺整備とは、あくまで事業用地（8,859.22㎡）内の整備のことでしょうか。事業用地以外の整備を予定されている場合は、ご提示お願いします。	事業対象敷地範囲（21,232.37㎡）のうち、整備対象範囲（平地部分8,559.22㎡に事業者の提案による部分を加えた範囲）から、利用者が視認可能な範囲とします。
97	要求水準書	53	第2	19			その他施設整備上必要な業務	その他施設整備上必要な業務とは、何を想定されていますでしょうか。	地元住民や葬祭業者等への説明等が想定されます。
98	要求水準書	55	第3	2	(4)		全体要件	既存施設におけるコピー用紙の使用量を教えてください。	コピー用紙（A4判換算）で約20,000枚を使用しています。
99	要求水準書	55	第3	2	(4)		全体要件	ペーパー等の使用量を教えてください。	トイレットペーパー約1,000個／年を使用しています。
100	要求水準書	55	第3	2	(4)		全体要件	現状の実施体制及び人員配置を教えてください。	維持管理については、火葬棟の修繕・日常清掃（外構含む）等を炉前・火葬・収骨等業務と兼任で5人、待合室の日常清掃と会葬者対応を兼任で1人配置しています。（平成24年度）
101	要求水準書	55	第3	2	(4)		全体要件	事業終了後の長期維持管理の提案については、終了後何年の提案が必要でしょうか。	提案審査様式集の様式5-12において、事業期間終了後15年について提案いただくことになっています。それ以降の期間についてご提案いただいても支障はありません。
102	要求水準書	55	第3	2	(4)		全体要件	「市が要求する維持管理業務のサービス水準の参考資料として『建築保全業務共通仕様書』を参照とあります。また貴市は指定管理者などで国土交通省営繕部が監修している「建築保全業務積算基準の歩係り方式」による作業工数の積み上げを採用していますが今回の案件に対しても歩係り方式を採用していますか。	本件の上限価格の積算には「建築保全業務積算基準の歩係り方式」は採用していません。

岡崎市火葬場整備運営事業

募集要項等に関する質問書

平成25年5月24日 岡崎市回答

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
103	要求水準書	56	第3	3		建築物保守管理業務	事業対象用地内に存する、既設の擁壁、側溝、流出抑制施設などで、施設整備において存置するものについては、善良な管理及び、補修が必要となる場合の市へのご提案のみを業務とし、同項の各要求水準から除外して頂けないでしょうか。或いは既設状況をふまえた要求水準を定めて頂けないでしょうか。	維持管理の補修範囲は、整備対象範囲（平地部分8,559.22㎡に事業者の提案による部分を加えた範囲）を基本とします。それ以外の事業対象敷地について異常を発見した場合には、市に報告してください。
104	要求水準書	58	第3	5		清掃業務	現状の日常清掃及び定期清掃の頻度を教えてください。	日常清掃は毎日行っております。定期清掃については、現在、火葬棟で年2回、待合棟で月1回実施しております。
105	要求水準書	58	第3	5		清掃業務	定期清掃時の汚水等は持ち帰りでしょうか。	定期清掃時の汚水等は持ち帰ってください。
106	要求水準書	58	第3	5		清掃業務	業務範囲は、進入路を含めた事業区域全体とする。とありますが、具体的に範囲をお示しください。	事業対象敷地範囲のうち、整備対象範囲（平地部分8,559.22㎡に事業者の提案による部分を加えた範囲）から利用者が視認可能な範囲とします。
107	要求水準書	58	第3	6		植栽・外構・緩衝緑地維持管理業務	植栽・外溝・緩衝緑地の維持管理業務の事業範囲も、実施方針等に関する質問・意見書No90に「正確な事業面積は平地部分の面積と解してよいからご理解のとおり」にある平地部分(拡張しない場合は8,559.22㎡)の範囲と解してよろしいでしょうか。	植栽・緩衝緑地については、募集要項等に関する質問書回答No106と同様、事業対象敷地のうち、整備対象範囲（平地部分8,559.22㎡に事業者の提案による部分を加えた範囲）から利用者が視認可能な範囲とします。また、外構の維持管理については、募集要項等に関する質問書回答No103をご参照ください。
108	要求水準書	58	第3	6		植栽・外構・緩衝緑地維持管理業務	説明会時に貴市所有の山林のご説明がありましたが、植栽、外構等の本事業での対象範囲は平地面積の8,559.22㎡との認識でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問書回答No107をご参照ください。
109	要求水準書	58	第3	6		植栽・外構・緩衝緑地維持管理業務	敷地全体の付帯施設・構内道路と記載されておりますがどの範囲まで含まれるのでしょうか。調整池周辺も範囲内でしょうか。	募集要項等に関する質問書回答No107をご参照ください。
110	要求水準書	58	第3	7		警備業務	警備業務の内容において、警備専門企業による警備でなくともよろしいのでしょうか。	法令を遵守した警備を行ってください。
111	要求水準書	59	第3	7		警備業務	現状の警備体制を教えてください。	開場時間中の職員による人的警備です。
112	要求水準書	63	第4	3	(1)	利用日及び休業日	市が別に定める日を休業日としますが、友引日の休業を前提と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	要求水準書	63	第4	3	(1)	利用日及び休業日	市が別に定める日とは、友引との理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問書回答No112をご参照ください。
114	要求水準書	63	第4	3	(4)	火葬件数	最大6件／時を想定しているとありますが、この時の一日の最大火葬件数は、4件／時で24件／日であることから、36件／日と理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。

岡崎市火葬場整備運営事業

募集要項等に関する質問書

平成25年5月24日 岡崎市回答

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
115	要求水準書	64	第4	4		予約受付業務	電話にて予約受付を行う時間は、3(2)に示されている利用時間内だけでよいという理解でよろしいでしょうか。	利用時間以外の電話受付については、事業者の提案に委ねます。
116	要求水準書	65	第4	8		収骨業務	「収骨トレイへ焼骨の移動等する場合」とありますが、「資料6」「収骨室」には「収骨トレイ」の記載がありません。収骨方式（直接・間接の別等）は、提案事項と理解すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	要求水準書	66	第4	12		物品販売業務	「必ず販売」とありますが、例示される「数珠」以外に、現段階において、市として必須とお考えの販売品があれば、お示してください。	蠟燭、線香等を想定しています。その他については事業者の提案に委ねます。
118	要求水準書	66	第4	13		公金収納代行業務	「公金収納代行業務を第三者に委託することはできない」とありますが、SPC→運営担当企業への委託行為も含まれるのでしょうか。	SPCから運営企業への委託行為は含みません。
119	要求水準書	67	第4	14	(1)	勤務管理	現在の服装は。色・型等の指定はあるか。性別は。	現在は制服を着用しております。今後は制服を着用することとしておりますが、色・型等の指定、性別の制限はなく、事業者の提案に委ねます。
120	要求水準書	67	第4	14	(2)	庶務・広報業務	パンフレットの配布部数をご提示お願いします。また、外国人利用者のための資料の配布部数をご提示お願いします。	A 4判カラー（8頁程度）、4,000部を、原版データ（PDF及び加工可能なデータ）とともに収めることを想定しています。内容及び納期については、市と協議することとします。
121	要求水準書	67	第4	14	(2)	庶務・広報業務	パンフレット・外国語案内資料の作成は3,000部程度を想定すればよろしいですか。	募集要項等に関する質問書回答No120をご参照ください。
122	要求水準書	67	第4	14	(4)	モニタリング	過去に実施していればモニタリング結果の開示をお願いします。	実施していません。
123	要求水準書	68	第4	14	(5)	大規模災害時の対応	大規模災害時の対応について、イ.他市町村が被災した場合とありますが、どの範囲までの他市町村を想定されていますか。	県内の他市町村が被災した場合には、愛知県内で火葬場を経営する市町村及び地方公共団体の組合の「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」の締結に基づく対応を想定しています。また、他県からの要請についても対応をお願いすることがあります。
124	要求水準書	68	第4	14	(6)	引き取りを希望しない焼骨	「利用者が引き取りを希望しない焼骨については、適切な方法で取り扱うこと」とありますが、現状の火葬場においては、具体的にどのような取り扱いをされておりますでしょうか。	現在は、市で引き取り後、専門事業者に委託し、供養及び処理を行っております。
125	要求水準書	69	第5	2	(3)	全体要件	後段「先行して解体することを可能とする」に関連して、解体対象となる「車庫兼倉庫」、「車庫」は、それぞれどのような用途（収容車両の用途等）で使用しているかお示ください。	火葬炉用の資材置場及び廃棄物の一時保管場所として使用しています。
126	要求水準書	69	第5	1 2		事業者の業務範囲基本要件	既存施設の解体業務について、設計業務、工事監理業務は対象外と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

岡崎市火葬場整備運営事業

募集要項等に関する質問書

平成25年5月24日 岡崎市回答

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
127	要求水準書	69	第5	2	(3)	全体要件	アスベストに関する資料がありませんが、本施設にはアスベストは含まれていないと理解してよろしいですか。 また、施設解体工事中にアスベストが出てきた場合、これに関する処理費用は、事業範囲外であると理解してよろしいですか。	前段については、本施設の吹付け材にはアスベストは使用しておりません。 後段については、解体工事期間中に吹付けアスベストが出てきた場合、これに関する処理費用は事業対象外とします。
128	要求水準書	70	第5	2	(5)	その他	既存六地蔵については既存の位置にすることとあり、工事中に移動する事も可能との説明がありました。また、駐車場北側の中央あたりにある地蔵については11月の見学会の際には工事中も移動不可との説明がありましたが、4/15の見学会では移設可能とのことでした。今回の説明内容で進めてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
129	要求水準書	71	第5	2	(6)	ア	既存施設概要 職員数6名と記載されておりますが作業員内訳を教えてください。	募集要項等に関する質問書回答No100をご参照ください。
130	要求水準書	71	第5	2	(6)	イ	既存施設の面積 既存施設のうち、火葬棟西側にある車庫兼倉庫及び倉庫（軽量鉄骨）は仮設待合室等設置のため先行解体してもよろしいでしょうか	既存火葬棟の運営に支障のない範囲で、先行して解体することは可能です。
131	要求水準書	資料2				簡易測量図	簡易測量図のCADデータ（現況平面図、現況高低測量図、求積図）を提示願います。	参加表明時において、代表企業にCD-Rにて配布します。
132	要求水準書	資料2				簡易測量図	簡易測量図以外の敷地断面資料があれば提示願います。	特にありません。
133	要求水準書	資料2				簡易測量図	敷地にゆとりがなく、既存施設との取り合いが重要となるため、また公平性・正確性を期する観点から、簡易測量図をデータにて貸与頂けないでしょうか。	募集要項等に関する質問書回答No131をご参照ください。
134	要求水準書	資料2				簡易測量図	簡易測量図のCADデータをいただけないでしょうか。（現況平面図、現況高低測量図、求積図）	募集要項等に関する質問書回答No131をご参照ください。
135	要求水準書	資料4				周辺インフラ整備現況図	上水道インフラは「大平田口線にφ75及び市道やすらぎ公園線にφ50」とありますが、既設の取り出しφ50を利用することも可能と考えてよろしいでしょうか。	市道やすらぎ公園線から新規でφ40の取り出しをするものとして提案してください。 要求水準書を修正します。
136	要求水準書	資料4 資料10				周辺インフラ整備現況図 既存施設参考図	資料4周辺インフラ整備現況図に示されている火葬棟と待合棟の排水合流部分にある排水槽の位置が資料10等にも記載がなく位置が不明です。位置・規模等お知らせください。	資料4に追加修正して、公表します。
137	要求水準書	資料6				選定事業者が設置する備品等一覧	給湯室に冷蔵庫を設置すると記載されておりますが、どのような利用を想定されておりますか。	要冷蔵の物品を持ち込んだときの保管などを想定しています。
138	要求水準書	資料10				既存施設参考図	解体見積等にあたり、既存施設の概要がわかる実施設計図或いは完成図の設計概要書、断面図、立面図、仕上表など一式を公表願います。	参考として、昭和50年当時の図面を、参加表明時において、代表企業にCD-Rにて配布します。
139	支払方法説明書	2	第2	1		支払の構成	仮設待合室をリースにて調達する場合、その期間に応じて、「サービス購入料A及びB」と「サービス購入料C及びD」に案分するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

岡崎市火葬場整備運営事業

募集要項等に関する質問書

平成25年5月24日 岡崎市回答

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
140	支払方法説明書	2	第2	1		支払の構成	サービス購入料B及びサービス購入料Dに保険料等諸経費を含みますが、ここでの保険料等諸経費とはSPCが直接負担するもののみであり、通常の工事請負契約において請負金額に含まれる保険料や諸経費の75%はサービス購入料A又はCに含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
141	支払方法説明書	2	第2	1		支払の構成	サービス購入料B及びDにおいては、「※保険料等諸経費を含む」との記載であり、サービス購入料E及びFでは「※SPC経費、保険料等の必要な諸経費・利益等を含む」との記載となっていますが、その差はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	支払方法説明書	2	第2	1		支払の構成	既存施設の解体業務にかかる対価として、サービス購入料C・Dとなっていますが、解体業務とは既存火葬棟の解体・跡地整備と外構部分も含むと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	支払方法説明書	2	第2	1		支払の構成	表中、光熱水費相当額の項で「維持管理業務及び運営業務に要する通信費は含まない」とありますが、当該コストは、業務費の一部としてそれぞれサービス購入料E及びFに含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	支払方法説明書	4	第3	1	(1)	ア 施設整備業務	「その他施設整備上必要な業務」には、SPC設立関連、契約関連、資金調達関連、その他開業費関連の費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、応募に係る費用は含みません。
145	支払方法説明書	7	第4	1		サービス購入料A	「市の確認を受けた後、事業者に対してサービス購入料Aを所有権移転後に一括で支払う。」とありますが、ここでいう市の確認とは単に火葬場の施設が完工した確認に留まらず、火葬炉の性能が要求水準及び性能試験実施要項に規定された水準を満たし、市が問題ないと確認すること含まれるという理解でよろしいでしょうか。 火葬炉の性能試験の実施は供用開始後となることが一般的であり、サービス購入料Aの支払時期も供用開始からかなり先になるのものと考えます。	市の完成確認では、火葬炉の性能が要求水準及び性能試験実施要項に規定された水準を満たすことを、その時点で実施できない項目を除き、確認を行います。
146	支払方法説明書	7	第4	2		サービス購入料B	「支払予定額を指定期間の月数で按分し」とありますが、第1回の金利期間を1ヶ月、第2～第60回の金利期間を3ヶ月、第61回の金利期間を2ヶ月とした元利均等払いにするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	支払方法説明書	7	第4	4		サービス購入料D	「支払予定額を指定期間の月数で按分し」とありますが、第1回～第56回の金利期間を3ヶ月、第57回の金利期間を2ヶ月とした元利均等払いにするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	支払方法説明書	7	第4	6		光熱水費相当額	各回の支払対象月がサービス購入料E及びFと異なっていますが、その意図をお教えてください。	支払対象月の各インフラ使用料金の請求が翌月にありますが、水道と電気では請求月が異なるため、SPCが支払った分を3ヶ月毎にまとめて市が請求を受け、支払うこととしています。

岡崎市火葬場整備運営事業

募集要項等に関する質問書

平成25年5月24日 岡崎市回答

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
149	支払方法説明書	8	第4	7	(2)	サービス購入料B及びD	規定された支払条件で請求書を提出した場合、貴市からの支払いはサービス購入料Bの初回とサービス購入料D及びDの最終回を除き、毎年1月、4月、7月、10月の各末日までに支払われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	支払方法説明書	8	第4	7	(4)	光熱水費相当額	当月支払額に関する報告書とありますが、水光熱費各種につきまして、 【電気代・灯油代】 7月に支払った6月利用分を8月に報告するという理解で良いでしょうか。この場合で考えると、6・7・8月利用分は10月に請求書を提出し、10月末に支払われるという理解でよろしいでしょうか。 【水道代】 水道代については、6・7月使用分を8月に支払うと仮定した場合、6・7月分は10月に請求書を提出し、10月末に支払われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	支払方法説明書	8	第4	7	(4)	光熱水費相当額	エネルギー供給業者の事由により、事業者への請求が毎月業務終了後7営業日以内でない場合や毎月でない場合が想定されます。エネルギー供給業者から事業者への請求時期に応じた支払方法とすることをご検討いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。 エネルギー供給業者によって請求時期は異なりますが、請求に基づき光熱水費をお支払ください。 その後、支払済の金額を3ヶ月毎に翌月の7営業日までに請求をいただくため、事務に支障はないと考えます。
152	支払方法説明書	8	第4	7	(4)	光熱水費相当額	事業者は毎月支払報告書は提出しますが、請求書の提出に関する記載がありません。事業者からの請求時期をお示しください。	毎年度4月から6月支払分を7月、7月から9月支払分を10月、10月から12月支払分を1月及び1月から3月支払分を4月の7営業日（平成43年4月から5月支払分は平成43年6月、平成43年6月から7月支払分は8月の7営業日）までに、市に対して請求書を提出してください。
153	支払方法説明書	9	第5	1	(2)	物価変動による改定	施設整備業務及び既存施設の解体業務に係る対価の改定は、サービス購入料A及びC相当分を含め業務全体に適用された上で、支払についてはサービス購入料B及びDにまとめて計上されるという理解でよろしいでしょうか。	物価変動により施設整備費を改定し、施設整備費を増額する場合にあつては、その増額対象の業務内容によりサービス購入料A、B、C及びDを増額して支払います。 ただし、市と協議により、サービス購入料Aとサービス購入料B又はサービス購入料Cとサービス購入料Dの間で、各増額分の一部又は全部を振替えて支払うこともあります。 支払方法説明書を修正します。
154	支払方法説明書	9	第5	1	(2)	物価変動による改定	改定の対象は「サービス購入料B及びD」とされていますが、これは「物価変動による改定の対象は施設整備費全体であるものの、差額の精算はサービス購入料B及びDにより行う」との理解でよろしいでしょうか。 また、サービス購入料B及びDを改定する場合、融資契約の変更のための費用、その他金融コストを含む諸経費が発生しますが、市にご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、募集要項等に関する質問書回答No153をご参照ください。 後段については、合理的なものに限り市の負担とします。

岡崎市火葬場整備運営事業

募集要項等に関する質問書

平成25年5月24日 岡崎市回答

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
155	支払方法説明書	9	第5	1	(2)	物価変動による改定	「主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ」とありますが、材料だけではなく労務費の変動についても改定の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	市又は事業者は、工期内で契約締結の日から12ヶ月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当になったと認めた時は、請負金額の変更を請求することが出来ます。支払方法説明書を修正します。
156	支払方法説明書	10	第5	2	(2)	火葬受付件数の変動による改定	「…、協議を行い、サービス購入料の見直しを行うことがある。」とありますが、具体的な見直し基準も含めてご協議いただけるとの解釈でよろしいでしょうか。	火葬受付見直しの内容を含めた協議を行い、必要に応じてサービス購入料の改定を行います。
157	支払方法説明書	10	第5	2	(2)	火葬受付件数の変動による改定	「供用開始時点で」とありますが、供用開始以降、事業期間を通じ随時改定があるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問書回答No156をご参照ください。
158	モニタリング・減額方法説明書	3	第2	1	(1)	モニタリング対象とモニタリング方法	長期業務計画書のうち施設整備計画書を「契約後1ヶ月以内」に提出とありますが、事業契約締結後1ヶ月以内という認識で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	モニタリング・減額方法説明書	9	第3	3		業務改善の実施及び改善状況の確認	「同一の原因に起因する同一現象で」とありますが、同一の原因とは軽微な事象についても該当するのでしょうか。	改善勧告が出されている事象について該当します。
160	モニタリング・減額方法説明書	9	第3	4		改善費用の負担	「その他の場合にあっては、改善に要した費用はSPCが費用を負担とする」とありますが、不可抗力や法令変更等、事業者の責によらない場合は、市の負担として頂きたいと存じます。	モニタリング・減額方法説明書(P9)第3の4「改善費用の負担」中「その他の場合にあっては」を「事業者の責めに帰す場合は」に修正します。
161	優先交渉権者選定基準	8	別紙1			評価ポイント	施設の長寿命化、大規模修繕、長期の修繕計画や引き渡し方法で、「事業期間後まで考慮した長期の修繕計画について具体的かつ妥当性のある提案」と「事業期間終了時の引き渡しにおいて事業期間終了時から2年以内の大規模修繕又は更新が発生しないような状態とするための具体的な提案」とありますが、同じ項目のように解釈ができますが、違いをご教示願います。	「事業期間終了時の引き渡しにおいて事業期間終了時から2年以内の大規模修繕又は更新が発生しないような状態とするための具体的な提案」は事業期間中までの維持管理計画であり、「事業期間後まで考慮した長期の修繕計画について具体的かつ妥当性のある提案」は事業期間終了後も含めた修繕計画です。
162	優先交渉権者選定基準	9	別紙1			評価ポイント	地域経済への貢献について、地域とはどの範囲を想定されていますか。また、地元雇用・地元発注とありますが、地元とはどの範囲を想定されていますか。ご教示ください。	前段、後段ともに、岡崎市内を想定しています。
163	参加資格審査様式集	様式1				参加表明書	他の書式にも共通しますが、代表企業・構成員・協力企業の代表者名は岡崎市の競争入札参加資格者名簿に登録されている者と理解してよろしいでしょうか。例えば名古屋支店で登録している場合は名古屋支店長名でよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
164	参加資格審査様式集	様式1				参加表明書	代表企業の押印は代表企業が市に提出している、競争入札参加資格名簿の印鑑と同一という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

岡崎市火葬場整備運営事業

募集要項等に関する質問書

平成25年5月24日 岡崎市回答

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
165	参加資格審査 様式集	様式2				納税証明書	＜添付書類＞の納税証明書は、「その3の3 法人税及び消費税及地方消費税についての未納税額のない証明用」を提出すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
166	参加資格審査 様式集	様式2				納税証明書	納税証明書についてお聞きます。法人税と消費税については、その3の3未納の税額がない証明用でよろしいでしょうか。	募集要項等についての質問書回答No165をご参照ください。
167	参加資格審査 様式集	様式2				納税証明書	直近1年分とありますが、平成23年度分と理解してよろしいでしょうか。（平成24年度分であった場合、完納していない場合があるため。） また、納税証明書は写しでなく本書の提出が必要ということでしょうか。	前段については、平成24年度分の提出が困難な場合は、平成23年度分のもので可とします。 後段については、ご理解のとおりです。
168	参加資格審査 様式集	様式2				納税証明書	法人事業税の納税証明書は構成員・協力企業の本店のある都道府県の納税証明書でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 未納の税額がないことを証明するもので構いません。
169	参加資格審査 様式集	様式2				連結決算の貸借対照表及び損益計算書	直近の3年分を提出とありますが、3月に決算、6月に株主総会の会社の場合、参加表明書及び参加資格審査申請書等の提出が、株主総会前なので、直近3か年を平成21年度・22年度・23年度と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
170	参加資格審査 様式集	様式2				連結決算の貸借対照表及び損益計算書	連結決算の貸借対照表及び損益計算書につきまして、連結決算とは、構成員・協力企業が親会社としての連結決算と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	参加資格審査 様式集	様式2				岡崎市総合評定値、 経営事項審査結果の 総合評定値	岡崎市総合評定値及び経営事項審査結果の総合評定値を証する書類について、どのような書類の提出を考えているのでしょうか。	各総合評定値について、通知を受けた書類の写しを添付してください。
172	参加資格審査 様式集	様式4				委任状	『同委任状は、構成企業・協力企業ごとに複数枚で提出することも可能とする』とありますが、各企業ごとに個々に作成しても良いとのことでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	参加資格審査 様式集	様式5				委任状	当社は、岡崎市の競争入札参加資格者名簿に名古屋支店長で登録しておりますが、本様式において、名古屋支店長を代表企業代表者とし、委任事項を実務的に担当する担当者を受任者にするものと理解してよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
174	参加資格審査 様式集	様式5				委任状	様式5により代理人に委任をした場合、参加表明書及び参加資格審査申請書等を提出する際には、当該代理人の本人確認証は持参する必要がありますでしょうか。	様式5において委任を受けた代理人は、書類提出時に本人と確認できるもの（免許証等）を持参してください。

岡崎市火葬場整備運営事業

募集要項等に関する質問書

平成25年5月24日 岡崎市回答

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
175	提案審査 様式集	1	1	(1)		全般	「他の様式や補足資料に関連する事項が記載されているなど、参照が必要な場合には、該当する様式番号を記入すること。」とありますが、「補足資料」とは3記載内容・様式6-2、6-9（8頁）に※印で示されている書類のことであり、それ以外の添付書類は認められないとの理解でよろしいでしょうか。	様式5-5、6-2、6-9に※印で示されている書類以外の添付書類は認めません。
176	提案審査 様式集	1	1	(2)		書式等	パースや説明図などの画像等について、DXF形式に変換することにより、画像やレイアウト保持等が難しい場合、DXF形式で提出するデータは画像やレイアウト保持まで求めない、画像主体のデータは適宜判断してPDFのみを提出するという理解で宜しいでしょうか。	画像主体のみの提案書はPDFでの提出で可とします。 画像とCADデータが混在する場合は、PDFとDXF両方を提出してください。 なお、その場合におけるDXF形式のレイアウトの保持は求めません。
177	提案審査 様式集	1	1	(2)		書式等	WORD、EXCEL、DXFのバージョンの指定はありますか。	WORD及びDXFのバージョン指定はありません。 EXCELはMicrosoft Excel 2000以降のバージョンを使用してください。
178	提案審査 様式集	1	1	(2)		書式等	設計図書についてはカラーのデザインソフトの使用（イラストレーター等）で作成した場合、データの提出をPDFとさせていただいてよろしいですか。	募集要項等のに関する質問書回答No176をご参照ください。
179	提案審査 様式集	1	2			提出書類	要求水準セルフチェックシートの提出方法に関して、「様式1-1、1-2にすべて添付」とのことですが、様式1-1（正1部）、様式1-2（正1部）、様式1-3（正1部、副19部）について、1つのクリアファイルに挿入して提出するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
180	提案審査 様式集	2	2			提出書類	④から⑥はそれぞれ別のファイル綴じという理解でよろしいでしょうか。	④から⑥を1つのファイルに綴じて提出することとします。
181	提案審査 様式集	2	2			提出書類	電子データの提出方法について、「④の正本・副本No.1に添付」とありますが、3部とありますので、正本及び副本No.1、No.2の3つにそれぞれ添付という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	提案審査 様式集	2	2	(2)		企業の商号又は名称の記載	ひとつの企業が、設計・工事監理の双方を行う場合、どのように表現すれば宜しいでしょうか。 【設計企業A、建設企業B、工事監理企業A、…】と同じアルファベットで表現すべきか、あるいは【設計企業A、建設企業B、工事管理企業C（但しAとCは同一）、…】のように異なるアルファベットで表現すべきでしょうか。 ご教示ください。	設計企業、工事監理企業で同じアルファベットを使用してください。

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
183	提案審査 様式集	3	2	(3)		提出方法	「③設計図書」はA3判横型左綴じパイプ式ファイル、「④設計・建設業務に関する提案書」、「⑤維持管理・運営に関する提案書」及び「⑥事業計画に関する提案書」は、A4判縦型左綴じパイプ式ファイルに綴じること…とありますが、綴じ込み枚数に応じた適当なファイルを選択することを前提に、リングファイルやフラットファイルとしてもよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。 募集要項等に関する質問書回答No180もご参照ください。
184	提案審査 様式集	3	2	(3)		提出方法	「各書類にインデックスを付けること」とありますが、どの様なまとまりでインデックスを付ければよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問書回答No180に示すとおり、④～⑥を一つのファイルとし、④～⑥ごとのまとまりでインデックスを付けてください。
185	提案審査 様式集	3	2	(3)		提出方法	「③設計図書」、「④設計・建設業務に関する提案書」、「⑤維持管理・運営に関する提案書」及び「⑥事業計画に関する提案書」は、それぞれのファイルの表紙に…とありますが、③～⑥の計4冊で提出すると理解してよろしいでしょうか。もしくは、枚数④～⑥については、まとめて1つのファイルに綴じて提出してもよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問書回答No180をご参照ください。
186	提案審査 様式集	3	2	(3)		提出方法	パイプ式ファイルとは2つ穴のキングジムファイルのようなものと考えてよろしいですか。 また、頁をめくりやすい、リングファイルでもよろしいですか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、原案のとおりとします。
187	提案審査 様式集	3	2	(3)		提出方法	各書類にインデックスをつけることとありますが、インデックスタブは大きな項目（様式3など）の1枚目につけ、小さな様式番号（様式3-2など）の1枚目には付けないと考えてよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問書回答No184をご参照ください。
188	提案審査 様式集	4	3	③	3-1	全体配置図	全体配置図（1/500）とありますが、計画建物全体が入りきらない場合、1/600とさせていただいてもよろしいですか。	指定された縮尺を基に、提案書に入るように一般的によく使用される縮尺で適宜修正願います。
189	提案審査 様式集	4	3	③	3-2	各階平面図	「葬送動線」とは利用者動線のことかと思います。「運営動線」「管理動線」について、具体的な使い分けをお示しください。	「運営動線」は運営業務を行う動線、「管理動線」は維持管理業務を行う動線です。
190	提案審査 様式集	4	3	③	3-3 3-4	立面図 断面図	立面図及び断面図（1/200）とありますが、建物全体が入りきらない場合、1/300とさせていただいてもよろしいですか。	指定された縮尺を基に、提案書に入るように一般的によく使用される縮尺で適宜修正願います。
191	提案審査 様式集	4	3	③	3-3 3-4	立面図 断面図	1/200の指定がありますが、紙面をはみ出す場合は、平面図と同じ1/300とするなど、適宜調整を図っても宜しいでしょうか。	募集要項等についての質問書回答No190をご参照ください。
192	提案審査 様式集	4	3	③	3-5	火葬炉計画	断面図とは、火葬炉の築炉構造を表す図面と判断して宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。

岡崎市火葬場整備運営事業

募集要項等に関する質問書

平成25年5月24日 岡崎市回答

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
193	提案審査 様式集	5	3	③	3-14	仮設待合室計画図	記載事項及び留意点の全てをまとめてA3、3枚に記載するということでしょうか。	ご理解のとおりです。
194	提案審査 様式集	5 6 7	3	④ ⑤	4-1 5-1 5-5	外部動線計画 維持管理体制 実施体制、人員配置 等	より分かりやすい提案書作成の観点から、設計・建設、維持管理、運営の各提案様式の前段において、各業務の「基本方針・基本的な考え方」を記載したいのですが、様式4-1（設計建設）、5-1（維持管理）、5-5（運営）の各様式前に、A4版1枚で考え方を記載することは可能でしょうか。（様式6-1のイメージ）	各業務の基本方針・基本的な考え方について記載することは可能です。ただし、規定の様式・枚数内に収めるようにしてください。
195	提案審査 様式集	5	3	④	4-4	厳肅性、快適性、機能性	施設からの眺望について（＊配慮した場所や眺望イメージ図を作成すること。）とありますが、これはこの様式の中に任意の大きさと明示すればよいとの解釈でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
196	提案審査 様式集	8	3	⑥	6-9	地域経済への貢献	「なお、地元から雇用した社員への給与は、当該発注予定金額に含めず、別途記載すること」とありますが、対象となるのは、維持管理・運営業務において従事者を地元雇用する場合との解釈でよろしいでしょうか。	対象には、設計・建設業務も含みます。提案審査様式集を修正し、様式6-9を指定しますので、別途公表する修正版様式6-9に従って記載してください。
197	提案審査 様式集	8	3	⑥	6-9	地域経済への貢献	「地元企業等への発注」とありますが、地元企業の定義とは岡崎市内に支店等（営業所）があればよろしいでしょうか。	地元企業とは、岡崎市内に本店又は本社のある企業を指します。
198	提案審査 様式集	様式： 共通 (A4)				項目名	様式集P.4～の3.記載内容『項目名』で縦書きで表現されている中項目（例：4-1、4-2の『配置計画、動線及び外構計画』）については様式中で示す必要はないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
199	提案審査 様式集	様式1-3	第2	6		要求水準セルフ チェックシート	様式1-3の火葬炉設備要件において、提案書枚数が限られており応募者記入欄の該当様式欄に「レ」が多くなりますが、審査に差し支えないでしょうか。	審査に影響はありません。
200	提案審査 様式集	様式1-3			No.157	要求水準セルフ チェックシート	発電装置の仕様は火葬炉設備が72時間連続運転可能とありますが、待合・告別室等の空調設備は除くと考えてよろしいでしょうか。	火葬業務遂行のために最低限必要な設備を事業者において検討のうえ、ご提案ください。
201	提案審査 様式集	様式1-3				要求水準セルフ チェックシート	様式の右上の枠内の脚注※1、※2は何を指していますでしょうか。様式3等の脚注※1、※2と同様の指示でしょうか。	ご理解のとおりです。
202	提案審査 様式集	様式3-7	①	No.1		敷地面積	原則として、事業対象21232.37㎡を建築確認等申請範囲と捉え、本項面積とすれば宜しいでしょうか。	建築確認等申請範囲は、事業対象敷地（21,232.37㎡）のうち、整備対象範囲（平地部分8,559.22㎡に事業者の提案による部分を加えた範囲）です。
203	提案審査 様式集	様式3-7	①	No.6		火葬炉基数	欄として空欄となっていますが、提案を求められているわけではなく、要求水準の炉数を転記すれば足りると理解して宜しいでしょうか。	実際に設置する火葬炉の基数を記載してください。

岡崎市火葬場整備運営事業

募集要項等に関する質問書

平成25年5月24日 岡崎市回答

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
204	提案審査 様式集	様式3-7	②			面積表	同種・複数の部屋は「まとめる」とは、例えば収骨室が4室あれば、4室の合計を記載すれば良いとの意図でしょうか。その場合、階段や廊下、昇降機等は共用部として一括り、機械室やシャフトは設備室等として一括りで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
205	提案審査 様式集	様式3-8	②			内部仕上表	仕上表に記載する部屋は「様式3-7」同様に、合理的範囲で纏めて記載すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
206	提案審査 様式集	様式4-14				施設整備費等見積書	ここでの「その他経費」とは何を指すのでしょうか。 仮設待合室等設置業務に係る費用を含むものと理解してよろしいでしょうか。	前段については、保険料等諸経費などを指します。 後段については、仮設待合室設置業務は、施設整備費の「3 建設工事費」または「5 その他経費」中に、「仮設待合室整備費」として項目を追加してください。
207	提案審査 様式集	様式4-14				施設整備費等見積書	下部のサービス購入料の算定式を踏まえると、サービス購入料B及びDに含まれる保険料等諸経費を記載する欄がありません。記載箇所をお示しください。	「5 その他経費」で計上してください。
208	提案審査 様式集	様式4-14				施設整備費等見積書	サービス購入料A・Bの区分方法と様式の区分方法が異なりますが、よろしいでしょうか。	様式4-14中「A 施設整備費」「B 既存施設の解体費」とサービス購入料A及びBの区分方法は異なります。
209	提案審査 様式集	様式4-14				施設整備費等見積書	サービス購入料B及びCは、対象範囲が「25%」であることを推察しますが、あえて「ー」にされた意味があればお聞かせ下さい。	サービス購入料A及びCは対象額の「75%」と明記し、その残りの範囲という意味で「ー」と示しています。
210	提案審査 様式集	様式4-14				施設整備費等見積書	以下の所有権移転までにかかる費用、 ①SPC設立のための費用 ②開業までのSPC経費 ③開業準備時の人件費等は様式4-14に新しい項目として追加して宜しいでしょうか。	「5. その他経費」で計上してください。
211	提案審査 様式集	様式5-10				光熱水費等積算書 (参考)	想定火葬件数は、基本計画35ページの値(5年ごと)を用い、かつ、平成28年度及び43年度は、事業期間に月案分するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
212	提案審査 様式集	様式5-10				光熱水費等積算書 (参考)	料金単価等は、事業者が想定する単価等を用いるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
213	提案審査 様式集	様式5-11				維持管理費内訳書	本様式での修繕費等は、様式5-12に記載のものを適宜各費目に振り分けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
214	提案審査 様式集	様式5-11				維持管理費内訳書	本様式には、サービス購入料Eに含まれるSPC経費、保険料等の必要な諸経費・利益等の記載は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 SPC経費等については、様式6-6のその他に記載してください。

岡崎市火葬場整備運営事業

募集要項等に関する質問書

平成25年5月24日 岡崎市回答

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
215	提案審査 様式集	様式5-12				維持管理費内訳書 (修繕及び更新費)	[B]に「※様式4-12 「施設整備費等見積書 合計」の金額」とありますが、4-14の誤りでしょうか。 また、合計とは、既存施設の解体費を含まない、「A. 施設整備費（1＋2＋3＋4＋5）」という理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 「様式4-12」を「様式4-14」と修正します。 後段については、ご理解のとおりです。
216	提案審査 様式集	様式5-12				維持管理費内訳書 (修繕及び更新費)	「『本事業期間終了以降』」については、提案するライフサイクルに基づき、適宜、期間を増やすこと」とありますが、要求水準書11ページに耐用年数は50年程度とあることから、50年間で提案すればよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
217	提案審査 様式集	様式5-13				運営費内訳書	本様式には、サービス購入料Fに含まれるSPC経費、保険料等の必要な諸経費・利益等の記載は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 SPC経費等については、様式6-6のその他に記載してください。
218	提案審査 様式集	様式6-3				資金調達計画表	建設期間中の融資（所謂建中ローン）を予定する場合、条件等内容記載は必要でしょうか。	事業者の提案に委ねます。 記載する場合は、「劣後融資等」欄に記載してください。
219	提案審査 様式集	様式6-3				資金調達計画表	金融機関より消費税ローンを調達する場合、短期借入金欄を設けてよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問書回答No218をご参照ください。
220	提案審査 様式集	様式6-4				サービス購入料Bの 支払計画表	小数点以下の金額は、四捨五入にて計算されると了解して宜しいでしょうか。	小数点以下は切り捨てとなります。
221	提案審査 様式集	様式6-5				サービス購入料Dの 支払計画表	小数点以下の金額は、四捨五入にて計算されると了解して宜しいでしょうか。	小数点以下は切り捨てとなります。
222	提案審査 様式集	様式6-6				サービス購入料E・ Fの支払計画表	その他とは、SPC経費、保険料等の必要な諸経費・利益等という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
223	提案審査 様式集	様式6-7				長期収支計画表	SPCの損益計算書にも光熱水費の収入、支出の計上は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
224	提案審査 様式集	様式6-7				長期収支計画表	物品販売業務をSPCではなく構成員又は協力企業が実施する場合、営業収入に物品販売収入費を計上する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	SPCが構成員等に委託して実施する場合でその契約によりSPCの収益が0円のときは、0円として計上してください。
225	提案審査 様式集	様式6-7				長期収支計画表	小数点以下の金額は、四捨五入にて計算されると了解して宜しいでしょうか。	小数点以下は切り捨てとなります。
226	提案審査 様式集	様式6-7				長期収支計画表	EIRR、DSCR及びLLCRは、小数点第何位までとすれば宜しいでしょうか。	小数点以下第2位まで表示してください。
227	提案審査 様式集	様式6-7				長期収支計画表	DSCRの算定式についてご教示下さい。 借入金は劣後融資、優先融資について算定するという認識で宜しいでしょうか。	劣後融資を含めず算定してください。
228	提案審査 様式集	様式6-7				長期収支計画表	収支計画のキャッシュフローに消費税を記載する場合、便宜上、消費税率を5%として記載してよろしいでしょうか。	消費税は含まず記載してください。 なお、消費税の立替えによる金利等を変更する場合などの想定税率は、事業者の提案に委ねます。

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
229	基本協定書(案)	2	第4条	第2項		株式の譲渡等	「市が認める条件」を具体的にご教示いただけますでしょうか。	個別の判断になります。
230	基本協定書(案)	2	第6条	第1項		事業契約	仮契約の締結が平成26年1月を目途とされていますが、募集要項においては、仮契約の締結は2月上旬とされています。いずれが正しいでしょうか。	基本協定書(案)を優先します。
231	基本協定書(案)	3	第6条	第3項		事業契約	デフォルト発生時、市は仮契約を締結しないことができることとなっておりますが、デフォルト発生事由には「市の入札参加資格停止措置を受けた時」とあります。建設企業は防災事故などにおいても指名停止となるため、デフォルト発生事由に該当する可能性が比較的高いです。防災事故などに起因した指名停止はデフォルト発生事由から除外して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
232	基本協定書(案)	4	第10条	第1項		救済措置	「事業契約成立後に、デフォルト発生の場合、市は、・・・本協定を解除することができるものとする。」とありますが、デフォルト発生事由には「市の入札参加資格停止措置を受けた時」とあります。建設企業は防災事故などにおいても指名停止となるため、デフォルト発生事由に該当する可能性が比較的高いです。事業契約締結後においてまでも、当該規定を適用するのは、市及び事業者の双方においても不利益かと存じます。事業契約を締結した場合、建設企業のデフォルト発生は解除事由から除外して頂くことはできないでしょうか。或いは、「本事業に関してデフォルト発生となった場合に本協定を解除できる」、として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
233	基本協定書(案)	4	第10条	第1項		救済措置	当該条項に規定される違約金の請求と、第6条3項に規定される違約金は重複して課されないことを確認させて下さい。	第6条第3項の規定は契約前に発生したデフォルトについて違約金を課す場合であり、第10条の規定は契約後に発生したデフォルトについて違約金を課す場合ですので、重複して課されることはありません。
234	事業契約書(案)	4	第1条	第1項	第(40)号	定義	本契約締結時に存在する土地及び埋蔵物の瑕疵が原因で発生する間接的事由は、不可抗力の対象となるのでしょうか。	不可抗力の対象とはなりません。
235	事業契約書(案)	6	第5条	第5項		事業場所	土地の瑕疵に起因する損害、損失又は費用が生じた場合は市に当該損害、損失及び費用を負担して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	土地の瑕疵についても本項の適用があります。
236	事業契約書(案)	8	第9条	第1項		契約保証金	契約保証金の額は、「施設整備費の10分の1」とされていますが、割賦金利は除いて頂けないでしょうか。(第9条 第2項も同様です。)	事業契約書において、第9条第1項「施設整備費の10分の1に相当する額」を「施設整備費から割賦金利相当額を控除した額の10分の1に相当する額」と修正します。同条第2項についても、同様に修正します。
237	事業契約書(案)	8	第9条	第1項 第2項		契約保証金	契約保証金ないし履行保証保険契約の対象金額は施設整備費の10分の1とありますが、この施設整備費とは消費税を含んだ額でしょうか。事業契約締結予定時期から施設供用開始予定時期にかけて消費税の増税が予定されていることを踏まえ消費税等を抜いた施設整備費を対象として頂けないでしょうか。	契約保証金は、消費税を除いた施設整備費から割賦金利相当額を控除した額を対象とします。

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
238	事業契約書(案)	8	第9条	第1項 第2項		契約保証金	契約保証金額は、募集要項ではサービス購入料A～Dから割賦金利相当額を控除した額となっています。いずれが正でしょうか。また、消費税は含まないという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問書回答No236及びNo237をご参照ください。
239	事業契約書(案)	8	第9条	第1項		契約保証金	契約保証金を納付した場合、引渡日以降に返還されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
240	事業契約書(案)	8	第9条	第2項		契約保証金	引渡日まで付保すればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
241	事業契約書(案)	10	第12条	第3項		基本設計の完了	市は「相当の期間内」で確認した旨の通知をするとしていますが、当該通知を受領しなければ実施設計に着手出来ないこととなっています。提出が義務付けられている設計工程表にも影響があるため、確認の通知までの具体的な期間を明示して頂きたく存じます。また、当該期間までに確認頂けない場合は、確認したもとしてみなして頂けないでしょうか。(第13条 第3項も同様です。)	市は、本項に規定される通知を不合理に遅延しません。
242	事業契約書(案)	10	第14条	第1項		設計の変更	「当該事業者の検討結果を踏まえて当該設計変更の可否を最終的に決定」するとしていますが、「最終決定」の遅れは事業スケジュールにも影響する恐れがございます。最終決定までの具体的な期間をお示し頂けないでしょうか。	市は、本項に規定される通知を不合理に遅延しません。
243	事業契約書(案)	11	第14条	第3項	第(1)号	設計の変更	「サービス購入料を増額するなどにより事業者に対して支払う」とありますが、サービス購入料A又はCを増額するとの理解でよろしいでしょうか。	合理的に要求される場合に限り、サービス購入料AからFまでの全部または一部が増額されます。
244	事業契約書(案)	11	第14条	第3項	第(1)号	設計の変更	「損害、損失又は費用」には融資契約の変更にかかる費用及び金融コスト等を含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、合理的な範囲に限ります。
245	事業契約書(案)	11	第14条	第3項	第(3)号	設計の変更	市の負担分のうち、施設整備費の増額分に関しては、サービス購入料A又はCの増額によって支払われるとの理解でよろしいでしょうか。 そうでない場合、サービス購入料B又はDの増額で支払われる場合は、融資契約の変更にかかる費用及び金融コストを含む経費をお支払い頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、市の事由により施設整備費を増額する場合にあっては、その増額対象の業務内容によりサービス購入料A、B、C及びDを増額して支払います。ただし、市と協議により、サービス購入料Aとサービス購入料B又はサービス購入料Cとサービス購入料Dの間で、各増額分の一部又は全部を振替えて支払うこともあります。 後段については、ご理解のとおりです。ただし、合理的な範囲に限ります。
246	事業契約書(案)	11	第14条	第4項		設計の変更	具体的な協議期間を明記して頂けないでしょうか。 または、協議期間は合理的な期間に限られるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、協議の期間を定めません。 後段については、ご理解のとおりです。
247	事業契約書(案)	12	第15条	第4項		事前調査	追加的な費用には損害及び損失も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、合理的な範囲に限ります。

岡崎市火葬場整備運営事業

募集要項等に関する質問書

平成25年5月24日 岡崎市回答

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
248	事業契約書(案)	12	第15条	第4項		事前調査	「なお、市及び事業者は・・・変更することができる」とありますが設計変更及び工期又は共用開始予定日の変更により事業者に生ずる損害、損失又は費用は市の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、合理的な範囲に限ります。
249	事業契約書(案)	12	第15条	第4項		事前調査	市の負担分のうち、施設整備費の増額分に関しては、サービス購入料A又はCの増額によって支払われるとの理解でよろしいでしょうか。 そうでない場合、サービス購入料B又はDの増額で支払われる場合は、融資契約の変更にかかる費用及び金融コストを含む経費をお支払い頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、市の事由により施設整備費を増額する場合にあっては、その増額対象の業務内容によりサービス購入料A、B、C及びDを増額して支払います。 ただし、市と協議により、サービス購入料Aとサービス購入料B又はサービス購入料Cとサービス購入料Dの間で、各増額分の一部又は全部を振替えて支払うこともあります。 後段については、ご理解のとおりです。ただし、合理的な範囲に限ります。
250	事業契約書(案)	12	第16条	第1項		本件工事に伴う近隣対策	施工計画等の事業計画等については事業者にて説明いたしますが、事業そのものの意義等は市から説明して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。 また、事業の計画そのものに対する反対運動等に対しては、市にご対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
251	事業契約書(案)	12	第16条	第1項		本件工事に伴う近隣対策	本事業の計画そのものに対する反対運動等に起因する工期変更は認められるとの理解でよろしいでしょうか。 また、本事業の計画そのものに対する反対運動等によって、事業者が発生した損害、損失及び費用は、市にご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、ご理解のとおりです。ただし、合理的な範囲に限ります。
252	事業契約書(案)	15	第23条	第1項		備品等の搬入	「市が別途発注する備品」とは、どのようなもので、搬入作業はいつ頃を想定されているのか、ご教示ください。	現在、具体的にはありませんが、引渡し前の適当な時期を想定しています。
253	事業契約書(案)	15	第23条	第1項		備品等の搬入	市が別途発注する備品とは、具体的に何を想定していますでしょうか。	募集要項等に関する質問書回答No252をご参照ください。
254	事業契約書(案)	15	第23条	第2項		備品等の搬入	備品搬入作業を受注したものだけではなく、市の責による損害を被った場合も、当該損害を事業者が負担する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
255	事業契約書(案)	15	第23条	第2項		備品等の搬入	市の負担分のうち、施設整備費の増額分に関しては、サービス購入料A又はCの増額によって支払われるとの理解でよろしいでしょうか。 そうでない場合、サービス購入料B又はDの増額で支払われる場合は、融資契約の変更にかかる費用及び金融コストを含む経費をお支払い頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、市の事由により施設整備費を増額する場合にあっては、その増額対象の業務内容によりサービス購入料A、B、C及びDを増額して支払います。 ただし、市と協議により、サービス購入料Aとサービス購入料B又はサービス購入料Cとサービス購入料Dの間で、各増額分の一部又は全部を振替えて支払うこともあります。 後段については、ご理解のとおりです。ただし、合理的な範囲に限ります。

岡崎市火葬場整備運営事業

募集要項等に関する質問書

平成25年5月24日 岡崎市回答

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
256	事業契約書(案)	15	第25条	第2項		第三者による実施	「委任請負をしてはならない」は、「委任又は請負をしてはならない」の誤りでしょうか。	「委任してはならない」と、事業契約書において修正します。これに伴い、第25条第1項の「行わせる」を「委任する」に修正します。
257	事業契約書(案)	16	第28条	第1項		事業者による完成検査等	「本件目的物の完成検査等（～火葬炉の性能試験も含む）を引渡予定日までに完了するものとする。」とありますが、工事期間中に性能試験を実施することは現実的に可能でしょうか。性能試験の実施は施設供用開始後に行われることが一般的であると考えます。	火葬炉の性能試験の完了は、別段の定めのある場合を除いています。資料5に基づき火葬炉の性能試験を実施し、引渡予定日までに実施できない項目については、第29条第1項第2号イの但し書きを適用します。
258	事業契約書(案)	18	第29条	第1項	第(2)号	イ	火葬炉の性能試験及びシックハウス検査 「火葬炉の性能試験は引渡日の10日以内に実施すれば足りるものとする。」とありますが、“引渡日から10日以内”との解釈でよろしいでしょうか。 またその場合、第28条規定の完成検査等の結果を充足せずに第31条規定の市による完成確認を経て、第40条規定の引渡しとなされるとの解釈でよろしいでしょうか。 上記の解釈の場合、引渡・所有権移転が完了し、供用開始後10日以内に性能試験結果が基準を満たさない事態が想定されますが、その場合も、「支払方法説明書」記載に基づき、サービス購入料A及びBの支払い手続きは滞りなく行われるとの解釈でよろしいでしょうか。	前段についてご理解のとおりです。 中段については、第29条第1項第2号イに規定する火葬炉の性能試験を除き、第28条に規定する事業者の完成検査等の結果を充足し、第31条に規定する市による完成確認を経て、第40条に規定する引渡しが行われます。 後段についてご理解のとおりです。ただし性能を満たさないことにより、市に事業者に対する損害賠償請求権等の債権が発生した場合には、サービス購入料A及びBの支払いから控除する場合があります。
259	事業契約書(案)	19	第31条	第1項		市による完成確認	本条に定める完成確認は、市が別途発注する備品搬入が完了しているか否かに関わらず受けられるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
260	事業契約書(案)	19	第31条	第1項		市による完成確認	本条に定める完成確認は、市が別途発注する備品搬入が完了後しか受けられない場合で、市が別途発注する備品搬入の遅れに起因して引渡日の遅延等が発生する場合は、事業者は関連する義務を免れるとの理解でよろしいでしょうか。	市の別途発注する備品搬入が完了しているか否かにかかわらず、市による完成確認を受けることができます。
261	事業契約書(案)	20	第32条	第3項		施設供用業務の遂行体制整備	「任意の方法」を具体的にご教示いただけますでしょうか。	個別の判断になります。
262	事業契約書(案)	20	第34条	第1項	第(1)号	施設整備業務完了手続	業務完了証は、金融機関よりプロジェクトファイナンスの融資実行を受ける際の必要書類となりますので、業務完了証の交付時期をご教示頂けますでしょうか。 事業契約書(案)で業務完了証発行の一つの条件として、火葬炉の性能試験合格証の交付がありますが、性能試験の実施は施設供用開始後に行われることが一般的である為、事業者への業務完了証の交付は早くても平成28年7月中旬～下旬頃になると考えます。業務完了証の交付時期次第では融資実行日等の調整が必要となりますので、業務完了証のおおよその交付時期をご教示下さい。 ＜例＞ ・平成28年5月31日：建物引渡 ・建物引渡～平成28年6月中旬：性能試験実施 ・平成28年7月中旬：性能試験合格証交付（性能試験データ受領後30日以内）	募集要項等に関する質問書回答No1をご参照ください。

岡崎市火葬場整備運営事業

募集要項等に関する質問書

平成25年5月24日 岡崎市回答

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
263	事業契約書(案)	21	第35条	第2項	第(1)号	工事の一時停止	市の負担分のうち、施設整備費の増額分に関しては、サービス購入料A又はCの増額によって支払われるとの理解でよろしいでしょうか。 そうでない場合、サービス購入料B又はDの増額で支払われる場合は、融資契約の変更にかかる費用及び金融コストを含む経費をお支払い頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、協議によります。 後段については、ご理解のとおりです。 ただし、合理的な範囲に限ります。
264	事業契約書(案)	21	第36条	第3項		工期の変更	「・・・協議の開始から7日以内にその協議が整わないときは、市が合理的な工期を定めたいえ、事業者へ通知・・・」とありますが、同項により工期が変更され事業者が生ずる損害、損失又は費用は市が負担するという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第37条の規定のとおりです。
265	事業契約書(案)	22	第37条	第1項	第(1)号	工期変更の場合の費用負担	市の負担分のうち、施設整備費の増額分に関しては、サービス購入料A又はCの増額によって支払われるとの理解でよろしいでしょうか。 そうでない場合、サービス購入料B又はDの増額で支払われる場合は、融資契約の変更にかかる費用及び金融コストを含む経費をお支払い頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問書回答No249をご参照ください。
266	事業契約書(案)	22	第37条	第1項		工期変更の場合の費用負担	「事業者において生ずる追加的な費用」には、各種契約変更等に伴う費用や金融費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、合理的な範囲に限ります。
267	事業契約書(案)	23	第40条	第1項		本施設の引渡し等	市による完成確認後引渡し予定日迄に本施設に損害が生じた場合、再度完成確認が行われるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
268	事業契約書(案)	23	第40条	第1項		本施設の引渡し等	事業者には不動産取得税は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	課税当局の判断となります。
269	事業契約書(案)	23	第41条	第1項		運営開始の遅延	市の負担分の事業者への支払方法をご提示下さい。	協議により支払います。
270	事業契約書(案)	25	第43条			稼働準備	「稼働準備」業務の定義及び具体的内容についてご教示ください。	要求水準書第2の17「稼働準備業務」に記載のとおりです。
271	事業契約書(案)	25	第43条	第3項		稼働準備	「稼働準備に当たって必要となる光熱水費は、全て市の負担とする。」とありますが、稼働準備期間中の光熱水費の支払いはいつ、どのように行われるのでしょうか。	事業契約書において、第43条第3項中「全て市の負担とする。」を「全て事業者の負担とする」と修正します。
272	事業契約書(案)	27	第47条	第3項		施設供用業務の遂行計画	本項に定める「運営マニュアル」は、第33条に定める「施設供用業務マニュアル」の一部との理解でよろしいでしょうか。(第52条 1項、第53条 2項も同様です。)	ご理解のとおりです。
273	事業契約書(案)	28	第48条	第3項		施設供用業務の遂行体制	市が従事職員の交代を求める事由は、合理的な範囲に限られるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
274	事業契約書(案)	28	第50条	第1項		本施設の修繕・更新	「本施設の修繕・更新(大規模修繕を除く。)」とありますが、「大規模修繕」の定義をご教示いただけますでしょうか。	募集要項等に関する質問書回答No23をご参照ください。

岡崎市火葬場整備運営事業

募集要項等に関する質問書

平成25年5月24日 岡崎市回答

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
275	事業契約書(案)	29	第51条	第2項		非常時又は緊急時の対応等	「市の職員等により本施設の不具合等に関する通報や苦情を受けた場合」とありますが、「市の職員等から」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
276	事業契約書(案)	33	第61条	第1項		市の債務不履行による解除等	「市は、かかる取消しの求めに応じて、本指定を取り消すものとする」とありますが、直ちに、事業契約解除と同時に指定管理者の指定が取り消されるとの理解でよろしいでしょうか。	火葬場の運営に支障ない範囲で、事業者の求めに応じて、本指定を取り消すと同時に契約が解除されます。
277	事業契約書(案)	33	第61条	第2項		市の債務不履行による解除等	遅延損害金には金融機関に支払うブレークファンディングコスト等の金融費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	遅延損害金の元となる金額には金融機関に支払うブレークファンディングコスト等の金融費用は含まれます。ただし、合理的な範囲に限ります。
278	事業契約書(案)	33	第62条	第2項		法令の変更及び不可抗力	市から事業者への「指図」は、合理的な範囲内での指図であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
279	事業契約書(案)	34	第64条	第1項	第(1)号	引渡日前の解除の効力	「検査に合格した本施設の全部又は一部(合格部分)」には、当該合格部分を構成するために必要であった設計も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
280	事業契約書(案)	34	第64条	第1項	第(1)号	引渡日前の解除の効力	「施設整備に要した費用の対価を支払うこと」とありますが、設計業務に要した費用も支払われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
281	事業契約書(案)	34	第64条	第1項	第(1)号	引渡日前の解除の効力	引渡日前に本契約が解除され、本施設の完成確認未了部分の検査を市が実施する際は、出来形として合理的に認められる部分全てについてを検査対象としていただけるとの理解でよろしいでしょうか。(第64条 1項 2号も同様です。)	ご理解のとおりです。
282	事業契約書(案)	35	第64条	第1項	第(3)号	引渡日前の解除の効力	損害賠償についての記載がありませんが、62条においては法令変更や不可抗力による協議の不調により市から一方的に契約を解除できるうえ、事業者が生じた損害を請求できないのは事業者にとって酷かと存じます。第62条により解除された場合は事業者が生じた損害を市にご負担頂く様に修正願います。	原案のとおりとします。
283	事業契約書(案)	35	第64条	第1項	第(4)号	引渡日前の解除の効力	破壊検査によって生じた修繕費用などは市に負担して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の負担となります。
284	事業契約書(案)	36	第66条	第1項	第(2)号	損害賠償	「施設供用業務に係るサービス購入料総額」とは、具体的にはサービス購入料EとFの当該年度合計額との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
285	事業契約書(案)	37	第66条	第1項	第(1)号	損害賠償	「サービス購入料のうち施設整備費の10分の1」とありますが、消費税抜き額を基に算出すると理解してよろしいでしょうか。	引渡日前(同日を含まない。)までに解除された場合の損害賠償は、消費税を除いた施設整備費から割賦金利相当額を控除した額を基に算出します。

岡崎市火葬場整備運営事業

募集要項等に関する質問書

平成25年5月24日 岡崎市回答

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
286	事業契約書(案)	37	第66条	第1項	第(1)号	損害賠償	「施設供用業務に係るサービス購入料総額の10分の1」とありますが、消費税抜き額を基に算出すると理解してよろしいでしょうか。	引渡日(同日を含む。)以降に解除された場合の損害賠償は、消費税を除いた施設供用業務に係るサービス購入料の総額を基に算出します。
287	事業契約書(案)	37	第66条	第1項	第(1)号	損害賠償	「施設整備費の10分の1」とありますが、施設整備費には金利も含まれますので、金利相当額は除いて頂きたい存じます。	募集要項等に関する質問書回答No285をご参照ください。
288	事業契約書(案)	37	第66条	第3項		損害賠償	事業者が被った損害金には、期待収益及び金融関連費用も含まれると理解して宜しいでしょうか。	金融関連費用は合理的な範囲に限り含まれます。 また、期待収益は含まれません。
289	事業契約書(案)	38	第70条			公租公課の負担	消費税率の変動リスクは市の負担と理解して宜しいでしょうか。	事業契約書(案)(P61)別紙14の3に記載のとおり、変動に合わせて金額を改定して支払います。
290	事業契約書(案)	40	第82条	第2項	第(5)号	要求水準書の変更	施設整備費の増額分に関しては、サービス購入料A又はCの増額によって支払われるとの理解でよろしいでしょうか。 そうでない場合、サービス購入料B又はDの増額で支払われる場合は、融資契約の変更に係る費用及び金融コストを含む経費をお支払い頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に関する質問書回答No249をご参照ください。
291	事業契約書(案)	46	別紙4			設計図書	基本設計業務完了時の図書として、設計図・パースについての要求サイズにA1判の記載がありますが、一般的ではありません。急のためサイズを再度ご確認ください。	設計図については、原案のとおりとします。 パースはA3判ノビ(額縁付)としてください。
292	事業契約書(案)	46	別紙4			設計図書	実施設計段階での完成パース提出及び完成模型の提出は求められないと理解して宜しいでしょうか。	完成模型の提出は要求していません。 完成パースについては、実施設計において基本設計から外観等に変更があった場合には再提出が必要となります。 可能な限り早い段階で竣工時に近いパース図の提出が必要とご理解ください。
293	事業契約書(案)	50	別紙7	2	(2)	火災保険	火災保険の被保険者が事業者となっておりますが、所有権を保持しない事業者が火災保険の被保険者とはならないと承知いたします。「契約者：事業者、被保険者：岡崎市」とする普通火災保険を想定されているか、または「被保険者：事業者」とする借家人賠償責任保険特約付きの店舗総合保険等を想定されているか、ご教示ください。	事業契約書において、別紙7の2(2)「火災保険」中「被保険者：事業者」を「被保険者：市」と修正します。
294	事業契約書(案)	50	別紙7	3	(1)	請負業者賠償責任保険	解体工事期間に付保する保険であるにもかかわらず、保険期間が本件工事の着工日からとなっています。解体業務の開始日からという理解でよろしいでしょうか。	本件工事には解体工事も含んでおります。

岡崎市火葬場整備運営事業

募集要項等に関する質問書

平成25年5月24日 岡崎市回答

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
295	事業契約書(案)	50	別紙7	3	(2)	第三者賠償責任保険	解体工事期間に付保する保険であるにもかかわらず、保険期間が引渡日までとなっています。また、設計・工事監理業務に起因するものであるにもかかわらず、被保険者が工事請負人となっています。どのような保険商品を想定しているか教えてください。	事業契約書において、別紙7の3(2)「第三者賠償責任保険」の項は削除します。
296	事業契約書(案)	50	別紙7	3	(2)	第三者賠償責任保険	解体工事期間中の、設計業務・工事監理業務に起因する第三者に対する賠償責任負担による損害で、具体的に想定されているものをご教示いただけますでしょうか。	事業契約書において、別紙7の3(2)「第三者賠償責任保険」の項は削除します。
297	事業契約書(案)	50	別紙7	3	(2)	第三者賠償責任保険	「設計業務・工事監理業務に起因した」とありますが、被保険者が工事請負人となっている理由をご教示いただけますでしょうか。 また、「本件施設の着工日」は、施設整備業務の着工日か、解体工事期間の着工日かをご教示いただけますでしょうか。	事業契約書において、別紙7の3(2)「第三者賠償責任保険」の項は削除します。
298	事業契約書(案)	51	別紙8	2		本施設の引渡日以降	「施設供用業務に係るサービス購入料総額」とは、具体的にはサービス購入料EとFの当該年度合計額との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
299	事業契約書(案)	52	別紙9	第3条	第1項	保証債務の履行の請求	「保証債務履行請求書」の送付に先立ち、瑕疵内容の確認、修補の是非、損害の内容等につき、市と事業者又は保証人が協議するとの理解でよろしいでしょうか。	市は、契約上の協議義務を負いません。ただし、事業者又は保証人の意見を十分に聴きます。
300	事業契約書(案)	57	別紙11	1	(3)	業務日報等	「事業者は、毎日、維持管理業務全体に関する業務日報その他要求水準書が定める運転日誌及び日常点検記録を作成し、・・・市に提出すること。」とありますが、これは、作成を毎日行うものであり、市への提出は必要に応じて行うものと理解して宜しいですか。(2項 (3)も同様です。)	ご理解のとおりです。
301	事業契約書(案)	61	別紙14	1		法令変更による費用の負担割合	「特別に」とは「直接に」と同義との理解でよろしいでしょうか。	「特別に」とは「直接に」と同義ではありません。直接間接を問わず、結果の合理性から判断されることを想定しています。
302	事業契約書(案)	61	別紙14	2		法令変更による費用の負担割合	「法人税等の収益関係税」とありますが、法人税であっても事業者の収益と関係しない税(例えば、外形標準課税など)が新設された場合は、3項に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	新設された税の内容により判断します。
303	事業契約書(案)	61	別紙14	4		法令変更による費用の負担割合	「4 上記1から3以外の法令の新設・変更の場合」の事業者負担割合が100%となっていますが、協議は開催していただくことは可能でしょうか。	事業契約書(案)第62条による場合は、協議を行いません。その他の場合は、必要に応じて協議します。

岡崎市火葬場整備運営事業

募集要項等に関する質問書

平成25年5月24日 岡崎市回答

No	対象	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
304	対面対話 実施要領	1	3	(2)		提出書類	6月21日迄の参加申し込み時に工事計画、新施設配置図、新施設平面計画を提示するようにとのご指示について、対話への参加申し込みのタイミングはご提案のための計画を作成している途中でもあります。計画を変更する可能性がございますので、対話時や最終提出時には6月21日時点と異なる内容のものとなる場合がありますが問題ないと考えて宜しいでしょうか。 また、最終提案以前に計画を提出することについて、内容の秘密が保たれるようご配慮をお願い申し上げます。	前段については、問題はありませんが、対話時に6/21時点と計画が異なる場合は、当日市からの回答ができないことがあります。 後段については、対話時の内容は、適切な管理をさせていただきます。
305	実施方針等に関する質問・意見 に対する回答	8	No104				事業終了後2年間 大規模修繕を要しない水準の判定優先交渉者選定基準P8には大規模修繕が発生しないような提案をすることとありますが事業終了後には設備診断等は行わないのでしょうか？	モニタリング・減額方法説明書に基づき、事業期間終了時に本施設の機能が要求水準を満たしていることを確認します。
306	その他						今後、再質疑は可能でしょうか。	質問等は、要求水準書に関する対面対話、基本協定書(案)及び事業契約書(案)に関する質問の機会をご利用ください。